当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は１キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と㈡１の申請に係る許可の数量の合計が一㈠の水産動植物の総量に、又は一㈡の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

㈡　既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

㈠１の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

１　許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

２　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン（一㈠に定めるにほんうなぎの総量）及び439（一㈡に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

３　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一㈠に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び103（一㈡に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

４　許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二　前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三　既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

五　令和７年12月１日以降にうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第６条第１項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを３年間保存しなければならない。

その他告示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～百九　略］ 百十　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社 百十一　ＳＢＩ東西リアルティ株式会社 百十二　グッドマンジャパンファンズ株式会社 百十三　株式会社キャプラ・インベストメント・ジャパン 百十四　フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社 百十五・百十六　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～百九　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 百十・百十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ランドウィック）における実動訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年六月二十九日から令和七年八月四日まで

三　派遣人数（概数）　四十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

令和七年七月二日

○財務省告示第百七十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年五月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年六月二十七日　財務大臣　加藤　勝信